

(一八) から (二一) まで

提出の要求を受け
ていないから一應御調
査願いたい

三月末

(二二) 大蔵省國有財産局より終戦
後拂下た品目、数量、價格、拂
下年月日及び拂下げ先及び
現在所有の品目、数量、價格
(二三) 復興金融金庫の貸出リス
ト(百万円以上)

各地方財務局から資
料を集めて居るが、膨
大な資料のため、主
務省が、^(整理)遅延について
委員委員会に連絡して
あるが、
取りあえず、千万
円以上、五百万円以上
の貸出先のリストを
作製したため(以上は
のリストは三月四日提出済)
以上の貸出の調
査にて取止めとい
ない。

衆議院

二月二日以降本委員会より要求した別紙資料未だ提出されない
ので各別の資料について速かに提出される様要求すると共に

一、今日まで遅延した理由

二、提出予定の月日

について直ちに回答を得たい。

昭和二十三年三月一日

衆議院不審財産取引調査特別委員長

加藤 勸 十

内閣官房長官 西尾末廣 殿

(一)軍から移管された政府所有物資で現在海外財産となつてゐる品目
につき、その数量、現興の所在場所

(二)閉鎖機關處理委員會の所有する物資の品目、数量、現物所在場所

(三)兵器處理委員會の其の後の處理狀況

(四)無償拂下げを司令部に申請した申請書の写し

(五)無償拂下げに就て地方長官に通牒を發した通牒の写し

(六)兵器處理委員會を設けたといふ決定をした特殊物件處理委員會の

決定記録

(七)品種別委員會を設けた特殊物件處理委員會の決定

(八)輕微特殊物件處理に關する知事の權限を決定した閣議決定

(九)無償拂下げの件数及び内容を示した記録

(一〇)放出物資を特殊物件として繰入れた件数(地方別)

(二)静岡縣伊豆町農業會事務理事勝又理三郎に關する裁判所の調

(二二)宮城縣白石町に隠匿する羊毛に關する宮城縣警察部及び仙台地方安定局のその後の處理狀況

(二三)地方商工局において處理した露兵器の大口拂下げ者の氏名、品數、數量、價格

(二四)特別委員會が配給に關與した期間(兵器處理委員會關係)

(二五)スクラップ四十數万噸の配給先(兵器處理委員會關係)

(二六)改造のため指定工場へ引渡した戦車等の明細(兵器處理委員會關係)

(二七)五社に拂下げられた解体ずみの資材の量、拂下價格、解体費用の對照表(兵器處理委員會關係)

(二八)東北振興纖維工業株式會社が昭和二十年八月十七日軍から拂下を受けた物件の數量及所在場所

(二九)其の後右物品の移動狀況

(三〇)現に退蔵せられ居る物を移動禁止成分に付したるや否や、付したるとせば其の明細若し付さざれば其の理由

(三一)右事件に關する檢察當局並に縣警察部の其の後の捜査狀況

(三二)大藏省國有財産局より終戦直後から拂下た品目、數量、價格拂下年月日、及び拂下げ先、及び現在所有の品目、數量、價格

(三三)復興金融庫の貸出リスト(百万円以上)

内閣府 市町村 には 基く 以 係

経済安定本部

一、二、三、四、五、六、七、八、九

↓ 明日 午前 中 調製 終了 まで

↓ 建設院 経済 物資 部 中 評定 価格 同様 である 調製 中

↓ 坂井 三子 氏 氏 令 中
8/21 9/11 (45 ip)

経済安定本部

日本標準規格 B5 (十行罫)

衆甲第一七號

案起

昭和二十三年三月十二日

決定

昭和二十三年

月

日

施行

昭和二十三年

年

月

日

昭和二十三年三月十五日

内閣官房長官

建設院總裁

厚生次官

運輸次官

宛

衆議院不當財産取引調査特別委員会委員長より